

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	収納消込システム（過誤納金の還付又は充当に関する事務）	
行政機関等の名称	町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	町税の過誤納金の還付又は充当のために利用する	
記録項目	氏名・生年月日・年齢・性別・住所・個人番号・口座情報	
記録範囲	還付充当金受領権限者等	
記録情報の収集方法	本人・相続人・特別徴収義務者からの情報提供	
要配慮個人情報が含まるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	実施機関内	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）住民課 （所在地）〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地	
訂正および利用停止に関する他の法令又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		